

## **[事案 27-287] 入院給付金支払請求**

・平成 28 年 10 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

腰椎椎間板ヘルニア等で入院したことを理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 21 年 8 月に契約した医療保険について、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 腰椎椎間板ヘルニア等により、平成 27 年 3 月から同年 5 月まで 60 日間入院した。
- (2) 主治医の診断により、入院治療が必要と言われたため入院し、外出・外泊を一切せずに治療に専念した。
- (3) 以前、同一の疾病により入院した際は、入院給付金が支払われた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の入院は約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）とは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 初診時の主訴および入院中の症状から、起立や歩行が困難であったとまでは認められない。
- (2) 入院中の治療として、急性期においては医学的に禁忌とされている腰椎牽引がなされていることから、少なくとも急性期症状はなかったものと推認できる。
- (3) 入院中の治療内容が入院しなければ目的を達することができないような治療とは客観的には認められない。
- (4) 退院後の通院がない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

- (1) 裁定審査会では、申立人の症状および入院中の治療内容を把握するため、申立人に事情聴取への出席を依頼したが、拒否された。
- (2) また、申立人に診療情報の提出を求めたが、拒否された。
- (3) 以上の事情から、当事者から提出された書面のみにもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の入院が約款所定の「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。